

尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員等の

報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約第13条第2項の規定に基づき、尾鷲市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、座長及び監事並びに委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,600円とする。ただし、地方公共団体の長、国、その他常勤職員、公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員については、これを支給しないものとする。

(費用弁償の額)

第3条 前条のただし書き規定以外の委員等が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、尾鷲市の例により支給するものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。